平成２３年（フ）第１１７５号
愛知県常滑市西之口１丁目60番地
債務者　クラフトインダストリー株式会社
代表者代表取締役　西村　文宏
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　明典
4　破産債権の届出期間　平成23年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月９日午前11時45分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７４号
金沢市鞍月東１丁目41番
債務者　イシカワビルド株式会社
代表者代表取締役　辰野　幸雄
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　祐一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前11時
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１８８号
金沢市玉鉾３丁目118番地
債務者　有限会社玉井瓦店
代表者代表取締役　玉井　好明
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯森　和彦
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時15分
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６８号
静岡県富士市伝法468番地の６
債務者　株式会社竹富士医学研究所
代表者代表取締役　竹内　光子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷　知一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３０号
秋田県横手市赤川字野際65番地の１
債務者　有限会社石橋
代表者代表取締役　石橋　一郎
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨　　宏
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月４日午前10時30分
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１８３号
高知市桟橋通２丁目８番５号
債務者　有限会社土佐タイヤ商会
代表者代表取締役　尾立梨枝子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　淳司
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午後１時45分
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７１号
群馬県館林市成島町1420番地
債務者　有限会社渋沢牧場
代表者代表取締役　渋沢　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市場　和政
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後４時15分
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７３号
群馬県館林市成島町1421番地の１
債務者　渋澤　五郎
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市場　和政
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後４時15分
前橋地方裁判所太田支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２７７号
千葉県我孫子市都部539番地の５、住民票上の住所千葉県成田市新駒井野43番地
債務者　櫻井　伸一
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本麻里子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月11日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５５２５号
東京都板橋区高島平２丁目26―３―1030
債務者　藤原　朗智
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地和加子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６３７号
東京都小金井市前原町４丁目17―６―301
債務者　藤尾　　力
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手打　寛規
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６５９号
東京都八王子市南浅川町3715
債務者　關谷　治夫
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲生　隆浩
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６６０号
東京都八王子市南浅川町3715
債務者　關谷　花子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲生　隆浩
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７１７号
埼玉県川口市上青木西４丁目22―30
債務者　浅倉みゆき
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　貴裕
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７４０号
東京都練馬区立野町７―３―１Ｆ
債務者　小竹　　勤
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲生　隆浩
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部